

令和4年度 第2回

釜石市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日時：令和4年11月24日（木）

午後3時

会場：釜石市役所第4庁舎第7会議室

事務局：釜石市市民生活部市民課国保年金係

## 会 議 録

- 1 開催日時 令和4年11月24日(木) 午後3時～4時
- 2 開催場所 釜石市役所第7会議室
- 3 出席委員 9名  
公益代表  
前川 公二 佐々木 亨 市川 淳子  
医療機関代表  
堀 晃 佐々木 憲一郎 金澤 英樹  
被保険者代表  
佐々木 てる子 小野寺 しず子 池田 盛子
- 4 説明のために出席した職員等  
税務課 廣田 昭仁 税務課長  
市民課 三浦 薫 市民課長  
濱川 希望 課付補佐  
宮野 秀幸 国保年金係長
- 5 傍聴者 0名
- 6 会議次第
  - 1 開会 事務局から開会を宣する
  - 2 委任状の交付
  - 3 市長挨拶 (代読：副市長)
  - 4 会長挨拶 前川会長
  - 5 審議事項  
(1) 令和4年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)について
  - 6 報告事項  
(1) 令和4年度厚生労働省「歯科健康診査推進事業」の実証事業について  
(2) 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る釜石市国民健康保険傷病手当金規則の改正について
- 7 その他
- 8 閉会

(司会者)

只今から、令和4年度第2回釜石市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日の協議会を開催するにあたっては、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、おおむね1時間程度をめどとして、進行させていただきたいと思っております。

(司会者)

会議を始める前に、新委員をご紹介させていただきます。

被保険者代表委員の佐々木秀夫委員から10月31日付け退任の申し出がありました。

佐々木秀夫委員から後任として推薦をいただいた佐々木裕一様から承諾をいただき、11月1日付で運営委員に就任いただいております。

本日、委嘱状の交付を予定しておりましたが、都合により欠席となったことから、後日、事務局から委嘱状を伝達いたしますことを報告いたします。

(司会者)

それでは次第に戻りまして、3.市長挨拶ですが、本日は市長が公務で出張となっておりますので、代わりに副市長よりご挨拶をいただきます。副市長よろしくお願ひします。

〈市長あいさつ：副市長代読〉

令和4年度第2回釜石市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から、国民健康保険事業はじめ市政全般にわたりまして多大なるご支援・ご協力を賜り、心から御礼を申し上げます。

国民健康保険の運営にあたっては、コロナ禍にあつて先の見通せない状況ではありますが、国の施策として、令和5年4月から出産育児一時金を増額することや、国民健康保険税の賦課限度額を2万円増額して104万円とすることなど、来年度以降に国民健康保険の複数の制度改正が予定されていると伺っております。

また、都道府県の運営方針が令和6年度に改定することを踏まえ、都道府県単位での保険料水準の統一に向けた動きを加速化させるよう国から示されたところであります。

このような、国、県の動向に注視しつつ、安定した国民健康保険事業運営に向けて取り組んで参ります。

本日の協議会には、「令和4年度釜石市国民健康保険事業 特別会計12月補正予算(案)」を諮問させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

今後とも、国民健康保険事業の安定運営のため、更なるご指導、お力添えを賜り

ますよう、よろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和4年11月24日 釜石市長 野田武則（代読：晴山真澄副市長）

（司会者）

次に、前川会長から、ご挨拶をお願いいたします。

〈会長あいさつ〉

皆様お疲れ様です。日々寒くなってきています。コロナも収まってきたかなと思いましたが、健康管理に十分に気をつけ注意しましょう。

今日は審議事項1件 報告事項2件となっています。

できるだけ迅速に進めて参りますので皆様のご協力よろしくお願ひします

（司会者）

ありがとうございました。

副市長におかれましては、別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

（司会者）

それでは審議事項に入ります。釜石市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、会長が議長の任に当たることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

（議長；前川会長）

会議に先立ちまして議長より報告いたします。

本日の出席委員は、9名で過半数に達しておりますので、釜石市国民健康保険条例施行規則第4条の規定により会議は、成立しております。

本日欠席された委員からは、それぞれ都合により出席できない旨の届け出がありましたので、ご了承願ひします。

次に本日の会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員には、釜石市国民健康保険条例施行規則第11条の規定により、議長において、医療機関代表委員の堀晃委員と被保険者代表委員の池田盛子委員の2名を指名いたします

それでは、会議次第により進めてまいります。

審議事項（1）令和4年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について審議いたします。

当局の説明を求めます。

(市民課長)

令和4年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)について、説明をいたします。

本資料の、1ページ「歳入」、2ページ「歳出」となります。

説明は本日お配りしております「別紙1」で行います。

「別紙1」をご覧ください。

これは本資料の「審議事項1」のうち、補正のある科目のみを抽出し、「説明」を記載したものとなっています。

オレンジ色のマーカーの部分が合計欄となっておりますので、そちらをご覧ください。

本補正予算案は、歳入歳出それぞれ2億9,036万7千円を増額し、補正後の予算総額を歳入・歳出それぞれ44億4,632万5千円としようとするものです。

先に、歳出について説明いたします。本資料は2ページになります。

それでは、説明資料「別紙1」予算書の下表「歳出」をご覧ください。

補正予算額は表の真ん中の列「12月補正B」の欄となります。

「歳出」一番上の「総務費」です。

「総務管理費」国保年金係職員分の給与費65万4千円増とその下の段「徴税費」ですが、税務課職員分の「徴収事業」会計年度任用職員分8万1千円減と職員分「職員給与費」324万3千円減となります。合わせて267万円減額し、9,753万円とするもので、これは、職員の人事異動に伴う人件費の変動によるものです。

次に「保険給付費」の「療養諸費」の一般被保険者分ですが、医療費の推移から保険者負担金の不足分1億円を増額し、29億1,613万2千円にするものです。

また、「高額療養費」についても前回の運営協議会でも話しましたが、高額療養費が昨年度から延びております。今年度もその影響が続いており、不足が見込まれるため、1億2,011万2千円増額し4億9,200万円とするものです。

これらを合わせた「保険給付費」は、2億2,011万2千円の増額で、補正後の額は34億4,173万8千円となります。

「保険給付費」については、歳入の「普通交付金」と連動していることから、歳入にも同額を計上することとしております。

続きまして、「保健事業費」ですが、会計年度任用職員の職員手当等3万3千円を変動により減額するものです。

次に、「基金積立金」は、前年度繰越金の1/2をめどに積立てることとしておりましたので、1/2相当として、3,695万2千円を増額し、3,745万2千円としております。

次に、「諸支出金」の「償還金」ですが、普通交付金などの実績により返還金が生じたもので、岩手県通知に基づき返還するものと、保険給付費等負担金の確定に伴う差額分及び保健事業等に係る補助金の実績に基づく返還等になり、3,600万6千円を計上するものです。

次に、歳入についてご説明します。本資料は1ページとなります。説明は引き続き「別紙1」で行います。

「別紙1」の表「歳入」で一番上の行から「県支出金」についてです。

「保険給付費等交付金」のうち「普通交付金」については、医療費の推移から増額が見込まれることから、一般診療報酬保険者負担分1億円と、高額療養費負担分の1億2,011万2千円を合わせ、2億2,011万2千円増額し、34億2,399万2千円とするものです。

次に、「一般会計繰入金」になります。

「保険基盤安定繰入金」の税軽減分については、1,705万9千円を増額し補正後の額を1億4,706万5千円とするものです。

次に、「保険基盤安定繰入金」の、保険者支援分については、534万9千円を増額し、補正後の額を6,763万8千円とするものです。

同じく「一般会計繰入金」の「事務費等繰入金」は、1,795万4千円減額し、5,209万5千円とするものです。

いずれも岩手県からの試算によるもので、現段階の見込み額によるものです。

また、「その他繰入金」ですが、未就学児負担金繰入金が当年度から新たに始まりましたので、66万6千円を補正計上しています。

次に、「財政調整基金繰入金」ですが、歳入歳出の数字が固まりつつあり、当初予算で基金を活用し予算を組んでいたところですが、予算の調整を行った結果、現段階では繰入はしないことで全額を減額し、0円とするものです。

次に、「繰越金」ですが、令和3年度繰越金7,390万2千円を増額し、同金額にするものです。

以上が12月補正予算案についての説明となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(会 長)

只今、当局から12月補正予算案について説明がありましたけども、皆さんの方からご質問、ご意見ありましたらお願いします。

現時点での決算見込みを基にした数字ということによろしいでしょうか。

(三浦市民課長)

はい、その通りです。

(会 長)

それでは、お諮りをいたします。

令和4年度国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)について、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

<異議なしの声あり>

異議が無いようでしたので、原案のとおり承認することに決定をいたします。

今回の諮問にあたりまして、当協議会は、本日の審議に基づき、原案どおり了承をする旨、答申を行うものといたします。

次に6.報告事項(1)令和4年度厚生労働省「歯科健康診査推進事業」の実証事業について、当局から説明願います。

(宮野係長)

本年6月に政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針2022(いわゆる「骨太方針2022」)の中で、「国民皆歯科健診」が明記されています。この方針に沿って実施されている「歯科口腔保健の推進に関する令和4年度厚生労働省モデル事業」に参画し、歯科健康診査の定着・推進を目的として、釜石歯科医師会と協同して歯周病予防に関する実証事業を開始したことを報告させていただきます。

健診対象者は国民健康保険の被保険者のうち年度末に40,50,60,70歳になる節目年齢にあたる約600人とし、4ページのハガキの「歯科健診受診券」が送付されています。現在、記載されている釜石歯科医師会所属の15カ所の歯科医院で受診していただいております。

今年度のモデル事業であり、健診期間は12月末までの2カ月間と短いですが、この健診結果については、エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所から後日、提供いただく予定です。

また、令和5年度以降の取組みについても継続した取組みができるように、歯科医師会と協議のうえ、進めていきたいと考えています。

歯科医師会の佐々木委員から、状況等含め補足ございましたらお願いします。

(佐々木憲一郎委員)

エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所との取り組みということですが、なかなか歯科ということへの関心は都市部と地方では違いがあります。歯科健診の受診率が高ければ高いほど連動して、健康な地域が多いとデータで示されています。

まだ始まったばかりと言うかあまりにも準備期間がなくて、問診票をみたところ項目が多くて、受診者に負担がかかるような健診だなと思っています。釜石市が独自のやり方、地域性を考慮してやっていた方が上手くいくのかなと思います。

ただ釜石市が手を挙げて歯科に関してこれから取り組んで行きましょうということに関しては、ものすごく歯科医師会としてはありがたく思っています。連携をしっかりとっていきながら歯科保健事業に関して、先に進めるようにやっていきたいと思っていますのでご協力をお願いします。

結果が出ましたら皆様にもご報告したいと思っています。

(佐々木てる子委員)

この健診のはがきを見ると「どのくらいの時間で終わります」といった記載がないです。予約するときどのくらい時間がかかるかわからないと働いている人たちは申込みを躊躇すると思います。

(佐々木憲一郎委員)

そういった声が上がっているということのエヌ・ティ・ティ・データ経営研究所へ言って、厚生労働省へしっかり伝えてもらいます。

(佐々木亨委員)

「3.期間」が11月から12月になっていますが、受診できるのはいつまでですか。

(宮野係長)

スケジュールのとおり、3月末までは事業期間で、年明けにヒアリング等を行ない、実際に健診を受診できるのは11月から12月ということになります。

(市川委員)

受診率を高めるために釜石にはない制度ですが、保健推進員という方たちが地域にいて受診率を上げるための活動を行なっている市町村があると思いますが、今回は、市民に対して受診率を高める為に何かそのような周知活動を行なっていますか。



(市民課長)

保健推進員を活用して受診率アップを図るということだと思いますが、釜石には母子保健推進員はいるのですが、保健推進員がいないという状況が何年も続いています。こちらは保健福祉部の健康推進課が行っている事業になっております。

1件1件お隣さんを訪問しながら、歯科健診もそうですが普通の健診についても、身近な方たちが必要性をお話ししながら受診率アップのために訪問し、お話ししていくものだと思いますが、推進員がいないということで周知不足とならないようしていきます。また、管轄している健康推進課へこういった意見をいただいたことを情報提供させていただきます。

(佐々木てる子委員)

電話連絡で勧奨できないものでしょうか。

(市民課長)

対象者の方の電話番号がわからないので、まずはハガキということになります。

(会 長)

釜石が手上げして始めたということで事業が定着していくようにお願いします。

(市民課長)

はい。分かりました。

貴重なご意見ありがとうございました。

(会 長)

次に(2)新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る釜石市国民健康保険傷病手当金規則の改正について、当局から説明願います。

(市民課長)

5ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る釜石市国民健康保険傷病手当金規則の一部改正について、国からの通知に基づき改正いたしましたので報告いたします。改正内容といたしましては期間の延長によるもので、規則の定める日として期限を「令和4年9月30日」を「令和4年12月31日」に改めるというものです。

施行年月日は、令和4年9月30日としています。

今までも、期間の延長については国からの通知に基づき改正しており、今回も同様となります。

なお、給付実績については3件となっております。改めて期間が延長されましたので、引き続き対象となられた方々への給付に努めて参ります。

(会 長)

内容は変わらず期間の延長ということですね。

(市民課長)

はい。そうなります。

(会 長)

「その他」ですが、何かありますか。

(宮野係長)

私のほうから、佐々木てる子委員から事前に事務局へご質問をいただいております件について回答いたします。

「電子版お薬手帳アプリ」の取組みについての見解を申し上げます。

厚生労働省のモデル事業として、今年度に民間事業者である大手薬局チェーン店が主体となって取り組まれているものと理解しております。

お薬手帳をスマートフォンのアプリで管理することで、いわゆる病院から処方される薬剤と、一般の医薬品情報を共有し、重複投薬やアレルギー等相互作用のリスク軽減が見込まれます。

利用するためには、アプリへ薬剤情報を入力しなければなりません。事業を実施している薬局チェーンでは薬局側で直接アプリにデータが登録されるメリットがありますが、他の薬局等で購入した一般医薬品情報等はご自身でアプリに入力する必要があります。

こういった取組みについては、公的なものとして「オンライン資格確認」制度が始まっています。マイナンバーカードに保険証機能をもたせることにより、薬剤情報・健診情報を本人・医療機関が閲覧できる制度です。

令和5年4月からは、医療機関の導入が原則、義務化されることになり、大部分の情報が共有されます。この情報はマイナンバーカードに保険証機能をもたせ、情報提供に「同意」された方が利用できるサービスです。

質の高い医療を提供するため、現在、本市では、マイナンバーカード作成を推奨し、保険証利用の同意手続きいただいているところです。

ご自身で管理できる「電子版お薬手帳」アプリについては、一般医薬品の情報も管理できることから、その動向に注視しながら対応して参ります。

(委員の方々と情報交換をおこなった。主な意見は以下のとおり)

(金澤委員)

色々な電子版お薬手帳があり、どこを推奨するというものではないが、薬局としては領収書と一緒に、QRコードを発行しています。読み込めばアプリにお薬情報が全て入って来るので、リンクしているアプリであれば大丈夫です。

お薬手帳として過去の情報確認するために、スマートフォンをお借りすることになります。そこは理解してもらいたいです。

(堀委員)

釜石では「OKはまゆりネット」があります。県立病院を中心に保健医療機関・薬剤師会・歯科・行政・介護等が連携して行っています。

これもセキュリティの問題があります。先ほどのお話と同じように「他人のデータを見る」といったことになります。マイナンバーカードにしるOKはまゆりネットにしるお薬手帳アプリにしる、我々が必要であったとしても患者さんが許可しないと見られないものです。色々な使い道があったとしても、他人に見られる可能性があるというセキュリティ上の問題から私としては勧めたくありません。

お薬手帳という紙(ベース)で、薬局と本人の、その場のやりとりのみにしたほうが安全だと思います。便利なものだと思うが不安があります。

(佐々木憲一郎委員)

マイナンバーの薬剤情報はレセプト(診療報酬明細書)から連携される情報だが1か月遅れでしか入ってこないものです。

病院からの処方で、紙のお薬手帳に貼るものはすぐ見られるのですが、マイナンバーからの情報は1か月前の情報ということになります。直近の薬剤情報はわからないです。

また、活用するためには導入費用がかかります。セキュリティの問題もあります。デジタルは使い勝手がいいようで落とし穴があるものだと思います。

今のお薬手帳(紙)は、積み重ねてきた使い勝手があるのでとても良いです。

(堀委員)

お薬手帳(紙)は、岩手県が進んでいます。県医師会、県薬剤師会が作ったお薬手帳(紙)が一番活用されています。震災のような時にも、お薬手帳があればとても助かります。岩手県はもっとアピールしても良いと思います。

(池田委員)

お薬手帳(紙)はとても助かっています。どこかに行くときも保険証・お薬手帳は持参しています。

(会 長)

他に何もなければ、本日本予定しておりました議事については、すべて終了しましたので、進行を事務局にお返しします。

## 6 閉 会

(司会者)

長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度第2回釜石市国保運営協議会の会議を終了いたします。

上記のとおり相違ないことを認め、ここに署名する。

令和4年11月24日

会議録署名委員 \_\_\_\_\_

会議録署名委員 \_\_\_\_\_